

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

普及・啓発活動の一覧

令和 5 年 3 月末時点

別添 3 「行動計画実施状況一覧」に関し、人権デュー・ディリジェンス普及に関する施策（番号 58）のうち、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の普及・啓発に係る各関係府省庁の取組状況を以下のとおり報告する。

（補足）

- 定数的な報告が可能な活動については、【 】内に数値を記載している。
- 【 】の対象団体数は、当該省庁が直接働きかけを行った団体数を指す。これら団体を通じて周知する先の裨益者数については集計が困難であり、報告の対象外とする。

（内閣府）

- ◆ 所管する一部の認可法人に周知を行ったほか、公益法人に対し、公益法人 Information への掲載、メールマガジンを送付。また、都道府県、政令市を通じて N P O 法人への周知を行い、人権デュー・ディリジェンスの啓発に寄与。【メール等による周知／延べ対象団体数：約 2700 団体等】

（警察庁）

- ◆ 所管する交通安全団体やアミューズメント業、警備業等の業界団体に、会員企業への「人権 DD ガイドライン」の周知やセミナーの案内を依頼【周知／対象団体数：47 団体】。依頼後には、業界団体に対するフォローアップとして、会員企業への周知状況等に関するアンケートを実施。

- ◆ 依頼先の団体における取組の好事例（会員向け教育研修会でのガイドラインの紹介、ウェブページへのガイドライン掲載）を関係団体全体に紹介し、さらなる取組を促進。

### （金融庁）

- ◆ ガイドライン決定翌日には、所管する業団体 82 団体等に周知。【周知／延べ対象団体数：82 団体】
- ◆ 金融機関の人権に係る取組状況を含めた動向について、主要な金融機関と意見交換を実施。

### （消費者庁）

- ◆ 消費者庁では、「消費者が、人権尊重といった社会的課題に取り組む事業者を応援するような消費活動を行うこと」、すなわち「エンカル消費」を推進しており、消費者において人権尊重に取り組む事業者の商品・サービスがより選択されるよう、消費者団体を中心に本ガイドラインを周知した。【メール周知／延べ対象団体数：35 団体】

### （総務省）

- ◆ 放送事業分野、通信事業分野、郵政事業分野における業界団体や、消防関係団体を含めた計 51 団体を通じ、その会員事業者等に対してガイドラインの周知を実施。【周知／延べ対象団体数：51 団体】

### （法務省）

- ◆ 人権擁護機関において、企業向けの人権研修や人権セミナー等の実施に資するよう、全国の 311 か所の法務局、全国人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター等に対し、ガイドラインの周知等を行っている。【メール周知／対象団体数：313 団体】
- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）に対し、行動計画の周知を図っている。【メール周知

／対象団体数：110 か所】

(外務省)

- ◆ 2022年10月・11月、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インドにおいてセミナー（オンラインあるいはハイブリッド）を開催し、日本企業や日本企業の進出先国の取引先企業に向けて人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供を行うとともに、ガイドラインについて紹介。【主催する海外セミナーにおける周知／延べ対象人数：268人】
- ◆ 国連開発計画（UNDP）への拠出を通じた、対象17か国におけるサプライチェーン上の人権課題調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修の実施、対象13か国の政府への行動計画策定・実施を支援（2022年度実施）において、ガイドラインを紹介。うち3か国においては登壇して、ガイドラインについて説明。【支援する国際機関事業の海外セミナーにおける周知／延べ対象人数：2640人】
- ◆ 外務省が後援した赤十字国際委員会（ICRC）駐日代表部が主催する「ビジネスと人権」に関する企業向けセミナーにおいてガイドラインについて周知。【種類：後援する国内イベントにおける周知／延べ対象人数：124名】
- ◆ 国内イベント（市民社会等のステークホルダーが主催するセミナー3回、民間企業の業界団体主催イベント1回）に参加し、企業へのガイドラインを普及・啓発。
- ◆ アルゼンチンとの政府実務者間協議においてガイドラインを説明。
- ◆ 2022年9月にバンコクで実施されたビジネスと人権に関する地域フォーラム、11月に国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）がジュネーブで開催した国連ビジネスと人権フォーラム、2023年2月に開催された第52回人権理事会ハイレベルセグメントにおける、人権問題担当総理補佐官の参加及びステートメントの働きかけを通じて、国際社会に向けてガイドラインを発信。

### (財務省)

- ◆ 財務省所管の計 25 の団体等に対してガイドライン及びガイドラインに係るセミナーの開催について周知。【周知／延べ対象団体数：25 団体】
- ◆ 財務省ウェブサイト、「ビジネスと人権」に関する行動計画や人権 DD ガイドラインについて掲載

### (文部科学省)

- ◆ ガイドラインを、所管の独立行政法人、研究開発法人、国立大学法人、関係団体などに向け周知・情報提供を実施し、これにより人権デュー・ディリジェンスの啓発に寄与。また、事業者等向けの当省で運用しているメールマガジンへの掲載も実施。【メール周知／延べ対象団体数：927 団体】

### (厚生労働省)

- ◆ 人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定後、42 の所管業界団体、都道府県労働局、全国社会保険労務士会連合会、年金積立金管理運用独立行政法人、外国人技能実習機構の他、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構より、メーリングリストに登録されている実習実施者及び監理団体に向けてガイドラインの周知をするとともに、経済産業省が全国で開催したガイドラインに関するセミナーについても周知を行った。
- ◆ 政労使から構成される ILO などの国際会議でも、機会をとらえて日本のビジネスと人権に関する取組事例としてガイドラインの策定等について共有している。

### (農林水産省)

- ◆ ガイドラインについて、業界団体等に対し、メールや対面での説明により周知を実施（令和 4 年 11 月時点で計 466 団体等）。経済産業省が地方都市で開催したセミナーについて、地方農政局を通じて県事務所への周知や事業者等向けのメールマガジンへの掲載により周知を実施。【メール周知／延べ対象団体数：466 団体】

- ◆ ホームページに「ビジネスと人権」の専門ページを設け、ガイドラインを掲載するなど情報を更新しつつ、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発を実施。

(2022年11月時点)

### (経済産業省)

- ◆ 所管業界団体等（計420団体）に対し、ガイドラインの周知を実施。【周知／対象団体数：420団体】
- ◆ ガイドライン周知のため、JETROと連携し、日本国内のみならず、欧州、米国、ASEANの現地日本企業を対象としたセミナーを実施した。さらに、全国6都市でセミナーを実施したほか、中小企業向けセミナーも実施し、産業界の意識向上・取組の促進を図った。【セミナー開催／延べ対象人数：約4,200人】
- ◆ また、要請に応じて業界団体等においても講演を行うとともに、ガイドラインの概要を示すパンフレットを作成し、配布を開始した。

### (国土交通省)

- ◆ 「人権ガイドライン」について計211の国交省所管団体を通じ関係企業に周知【周知／延べ対象団体数：211団体】
- ◆ 所管団体企業が出席する会合でのガイドラインの紹介
- ◆ 所管団体企業HPへのリンク先の掲載依頼
- ◆ 経済産業省主催のセミナーへの参加促進
- ◆ 国交省HPにおいて情報の発信

### (環境省)

- ◆ 動物愛護、環境再生や資源循環の業界における公益財団法人、一般社団法人、連合会など計35団体に対して、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラ

インの周知をメールで行った。【周知／延べ対象団体数：35 団体】

**(防衛省)**

- ◆ 防衛装備品関連団体（計 4 団体：一般社団法人 日本防衛装備工業会、一般社団法人 日本造船工業会、一般社団法人 日本航空宇宙工業会、独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構）に対し、行動計画及びガイドラインの周知を行った。また、併せて各工業会に対し、傘下会員企業への周知を依頼した。【メール周知／延べ対象団体数：約 200 社】